

財務省告示第二百九十五号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十七年七月十五日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十七年八月五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	利付国債 （十庫）	国債の 名 称
	二千一億円	記 号
	二百七回	額 面金額の
二千一億円		額 面金額の
	二百七厘	額 面金額の
	円二十四	額 面金額の
		額 面金額の